

## 令和5年度「ふれあいファミリアミーティング」回答表【大塚区】

No.	意見・要望	担当課	回答
1	<p><b>児童遊園地の維持管理への支援について</b></p> <p>大塚区には4つの児童遊園地があります。</p> <p>①大塚児童遊園地 ②大塚中児童遊園地 ③大塚南児童遊園地 ④大塚前ミニ児童遊園地</p> <p>児童遊園地の除草等の維持管理については、町との協定で行政区が担うこととなっており、区長等の役員が定期的に草刈り作業等を行っていますが、砂撒きや樹木の剪定等をお願いしたい個所があります。</p> <p>「①大塚児童遊園地」については、昨年度末に町に砂を撒いていただいたところ、雑草の成長を抑制する効果がありましたので引き続き砂撒きをお願いします。また今年度は月に一度、自治会で除草剤を散布しています。町でも除草剤散布をしていただくと助かります。</p> <p>「③大塚南児童遊園地」については、砂場の砂が少なくなり穴となっています。砂の補充をお願いします。</p> <p>「④大塚前ミニ児童遊園地」については、ケヤキが大木となり枝が電線にかかっていますので枝の剪定をお願いします。</p> <p>※別添写真参照</p>	都市施設課	<p>①大塚児童遊園地の砂撒きについて</p> <p>昨年度は、経年利用により地盤面の平坦性が損なわれ、部分的に段差も生じていたことから、安全性の確保を図るため、町が全体的に整地を行ったものでありますので、ご要望の雑草の成長抑制を目的とした砂撒きを行うことは難しいものと考えております。</p> <p>①大塚児童遊園地の維持管理について</p> <p>維持管理については、契約に基づき、遊具等の維持補修は町が行い、清掃や除草等の簡易な維持管理は大塚区が行うこととされておりますので、除草等の維持管理は引き続き、大塚区をお願いいたします。</p> <p>③大塚南児童遊園地の砂場の砂の補充について</p> <p>9月27日（水）に砂を補充いたしました。</p> <p>④大塚前ミニ児童遊園地ケヤキの剪定について</p> <p>10月3日（火）に剪定いたしました。</p>
2	<p><b>児童館プレイルームへのエアコン設置について</b></p> <p>児童館は、放課後に児童が「かわせみ広場」で利用するほか、それ以外の時間帯は交流事業、健康づくり事業及び会議等で区民が活用する地域の拠点となっています。</p> <p>夏場の異常な高温が今後も見込まれる中、児童館での活動を安全に行うにはプレイルームへのエアコンの設置が是非とも必要です。</p> <p>児童館への備品配置に当たっては行政区と町で経費を負担しますが、プレイルームへのエアコン設置については町の経費負担の対象外となっています。町の負担率が低くても構いませんのでプレイルームへのエアコン設置も町の経費負担の対象としてください。</p> <p>多くの区長さんも町の経費負担の対象とすることを要望しています。よろしく申し上げます。</p>	生涯学習課	<p>プレイルームへのエアコン設置につきましては、昨今の異常気象もあり、その必要性は認識しておりますが、設置費用や既に独自で設置している区もあることなどから、町全体の予算の見合いの中で、総合的に研究してまいります。</p>

No.	意見・要望	担当課	回答
3	<p><b>道路の維持管理について</b></p> <p><b>(1) 路上にはみ出した植木の剪定について</b></p> <p>路上にはみ出した植木の枝で車に傷がついたり歩行者がけがをしたりするおそれがあるほか、視界が悪くなり交通事故を誘発しかねません。</p> <p>そこで、道路管理者の権限で剪定等ができるものは剪定をお願いします。</p> <p>また、広報媒体を活用して、植木所有者に適切な維持管理を行うよう意識啓発をしていただきたい。</p> <p><b>(2) 側溝蓋の適切な管理について</b></p> <p>側溝の蓋と蓋の間の隙間が大きい個所や蓋が損傷している個所があり、事故の原因となりかねません。</p> <p>自治会でも隙間や損傷を把握した際には早急に町に補修の依頼をしますが、町でも道路パトロールの際に補修が必要な側溝を早期に確認していただき、良好な維持管理を図っていただきたい。</p> <p><b>(3) 街路樹の剪定について</b></p> <p>町道中津106号（桜台小沢線）の街路樹（ハナミズキ）ですが、枝が伸びているものがあります。樹の下の除草は壮青会で行っておりますが、枝の剪定を町にお願いします。<b>※別添写真参照</b></p>	道路課	<p>(1) 定期的実施している道路パトロールなどの際、道路交通に支障や危険が生じている状況を確認した場合には、土地所有者等に剪定や伐採を依頼しているほか、緊急性が高い場合には、土地所有者の承諾を得たうえで、町が対応しているケースもあります。</p> <p>また、植木所有者への意識啓発につきましては、町の広報紙やホームページに植木（樹木）の適切な維持管理に関する記事を掲載するなど対応に努めております。</p> <p>(2) 道路パトロールなどの際には、補修が必要な側溝など、道路損傷箇所の早期発見に努めておりますほか、電話連絡などにより、道路の損傷に関する通報を受けた際には、速やかに現地確認し対策を講じるなど、道路の良好な維持管理に努めております。</p> <p>(3) 9月22日（金）に剪定いたしました。</p>
4	<p><b>歩行者用横断旗について</b></p> <p>歩行者が横断歩道を渡る際に黄色い横断旗を利用することは、交通事故防止の効果があると考えます。しかし、地域の交差点に配置してある横断旗は、汚くて本数が少ないうえ旗入れ箱が片側にしかないなど適切に使用できない状況にあります。<b>※別添写真参照</b></p> <p>そこでまず確認ですが、この横断旗は町が設置して管理も行っているのでしょうか。それとも町が設置者、行政区が管理者でしょうか。</p> <p>また横断旗は事業者団体からの寄付物品のようです。多くの本数を配置してほしいという要望には直ぐには対応できないのではないかと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>加えて、片側にしか箱入れがないため実質的には利用できない状況です。箱入れを新たに設ける場合、町の負担で設けていただけられるのでしょうか。また信号機に設置する場合は交通管理者、歩道の転落防止柵に設置する場合は道路管理者の許可が必要であると考えますが、許認可手続きは町で行っていただけられるのでしょうか。</p> <p>横断旗を有効に活用するにはこうしたハード面の整備に加え、歩行者が横断旗を利用するための意識啓発や日ごろの横断旗の維持管理（横断歩道の両側に旗を均等に置くように管理するなど）も必要かと思われま。</p> <p>町として交通安全対策上、横断旗をどのように活用しようと考えているのか見解を伺いたいと思います。</p>	住民課	<p>横断旗や横断指示旗については、神奈川トラック運送事業団体厚木第一地区会から毎年寄付をいただいております。（令和5年度：横断旗200本・横断指示旗50本）</p> <p>町では寄付していただいた横断旗や横断指示旗を町内6小学校に配布し、学校を通じて、生徒やPTAの皆さん、通学時の見守り活動団体の皆さんなどに活用していただいているところであります。</p> <p>したがいまして、道路等に設置されている横断旗や収納箱については、そのほとんどが地域の方などのご厚意により設置されているもので、町や行政区が設置や管理を行っているものではありませんが、行政区内で横断旗の補充や収納箱の設置など、許認可手続きも含めてご相談があれば、住民課までご連絡ください。</p> <p>なお、歩行者等への交通安全啓発につきましては、交通マナーの向上を図るため、厚木警察署と地域で活動する町交通指導隊の協力のもと、さまざまな啓発活動を実施しているほか、小中学校や保育園において交通安全教室を開催し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上について指導しております。</p> <p>今後におきましても、横断旗や横断指示旗については小学校に配布させていただきますが、行政区などからのご要望があれば配布いたしますので、学校や地域で有効に活用していただきたいと考えております。</p>

No.	意見・要望	担当課	回答
5	<p><b>空き家対策について</b></p> <p>高齢化が進む中、様々な事情で一軒家が空き家になるケースが増えています。そうした中、空き家の庭に粗大ごみが放置されたり、空き家の樹木や雑草が隣家や路上にはみ出すなどして地域生活に支障を及ぼす事態が発生しています。</p> <p>公道にはみ出た樹木等については道路管理者の権限で対応できるケースもあるでしょうが、近隣同士の間では空き家の所有者が不明な場合が多く、どう対処してよいのか分かりません。こうしたケースについては、引き続き町に相談させてほしいと思いますので、よろしくお願いします。</p>	<b>環境課</b>	<p>空き家対策につきましては、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、所有者の把握や適正管理についての指導・助言を行うなど、空き家の解消や発生抑制に向けた様々な取り組みを継続的に推進しております。</p> <p>また、空き家等隣地の樹木の枝が越境してきた場合には、民法の改正により、「樹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、所有者が相当の期間内に切除しないとき」や「樹木の所有者を知ることができない、またはその所在を知ることができないとき」などは、越境された土地所有者が枝の切除をすることができますので、生活環境に支障となる事案につきましては、環境課へご相談いただきたいと存じます。</p>

# 令和5年度「ふれあいファミリアミーティング」回答表【大塚区】

No.	意見・要望	
1	<p>1 大塚児童遊園地 除草後の様子（5年9月）</p> 	<p>2 大塚南児童遊園地 砂が少なくなり穴となっている（5年9月）</p>  <p>3 大塚前ミニ児童遊園地（5年9月）</p> 
3	<p>町道中津106号の街路樹</p> 	
4	<p>歩行者用横断旗 春日台通り（原田サイクル付近）</p>  <p>旗入れ箱に数本入っているが反対側にはない</p>	<p>春日台通り（エンゼル理容室付近）</p> 